

## 平成27年度 足立区公契約等審議会 第2回定例審議 概要

|                                 |  |        |
|---------------------------------|--|--------|
| 開催日時<br>及び<br>場所                | 平成27年10月20日(火) 14時00分～15時15分<br>足立区役所11階 入札室   |        |
| 出席委員                            | 萩原健二 会長<br>寺倉克佑 委員<br>大橋 恵 委員  |        |
| 審議対象年度                          | 平成26年度   |        |
| 審議案件                            | <p>1 定例審議案件</p> <p>第1号議案 工事契約 補助第138号線その1工区街路整備工事その2の工事請負契約変更について</p> <p>第2号議案 工事契約 桑袋大橋耐震補強等工事の工事請負契約変更について</p> <p>第3号議案 工事契約 補助第274号歩道設置工事[その4]の工事請負契約変更について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 平成27年度上半期の不調・不落について</p> <p>(2) 平成27年度総合評価方式による入札の結果について</p> <p>(3) 平成27年度上半期の公契約条例適用契約等について</p> <p>(4) 平成27年度第1回労働報酬審議会の概要について</p> <p>(5) 入札参加者に対する厳重注意について</p> <p>(6) 指名停止措置について</p> <p>(7) 足立区暴力団等反社会的団体排除措置要綱による入札参加除措置の解除について</p> <p>(8) 議事録作成委託契約方法の見直しについて</p> <p>(9) 戸籍住民課窓口業務委託の今後の方針について外1件</p> |        |
| 委員からの<br>意見及び質問<br><br>それに対する回答 | 意見及び質問   | 回答     |
|                                 | 別紙のとおり   | 別紙のとおり |
| 審議会<br>による報告又は意見<br>の具申         | 1 定例審議案件3件については、適正な入札手続きが行われたことを確認し、了承した。<br>なお、今後も一層、公正な手続きの確保に努められたい。  |        |

|   | 意見及び質問  | 回答  |
|---|---|---|
| <p>委員からの<br/>意見及び質問</p> <p>それに対する回答</p> | <p><b>工事契約案件 3 件</b><br/><b>第 1 号議案</b><br/><b>補助第 1 3 8 号線その 1 工区街<br/>路整備工事その 2 の工事請負契<br/>約変更について</b></p> <p>①住民要望とは何か、例えば、単なる意見や苦情も正式な住民要望として取り上げるのか。</p> <p>②平成 2 5 年度工事エリアも、今回の工事エリアと同じ状況だと思うが、このような住民要望や契約変更があったのか。</p> <p>③資料では「歩道と民地との段差解消のため」とあるが、道路を新たに造り直したのか。</p> <p>④施工後も段差は残るのか。</p> <p>⑤ 2 5 年度工事エリアと 2 6 年度工事エリアを比較し、施工した箇所としない箇所では違いがあるか。</p> | <p>○ 工事の事前説明会等における住民から様々な話の中で、対応せざるを得ないものかどうかは、最終的には主管課の判断である。住民との協議が整い、工事金額を再度計算した内容が、変更審議委員会に付議される。</p> <p>○ 工事箇所が若干移動した場合、土壌の状態が必ずしも同じとはいえず、どこまで事前に判っていたかに関係してくるものと考える。<br/>今回の工事は、事前調査の際、サンプリング調査はしているが、工事の進捗過程で、当初予定していたよりも地盤が軟弱だったり緩かったり、あるいは当初の計画時点では想定できなかったことへの対応経費を積み上げた結果、このような契約変更になったものと認識している。</p> <p>○なるべく歩道と車道の高さを変えないようにしているが、民地が元々高い場合は擦り合わせをしなければならぬ。発注者である区の責任において、民地側も施工しなければならないことはある。</p> <p>○段差は残るが、擦り合わせを間に設けることにより、車の出入り口では問題はないかと思う。車庫の奥までの高さを変えられないが、道路に面した所はある程度、打ち替えによりスロープを設け、段差を解消している。</p> <p>○ 住民要望とも絡むが、住民の中には段差があっても構わないという方もいる。例えば、道路が水浸しになった時、家に水が入ってこないように段差があった方が良く</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>委員からの<br/>意見及び質問</p> <p>それに対する回答</p> | <p>⑥ 契約変更の内容は住民要望を踏まえたものか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【第1号議案了承】</b></p> <p><b>第2号議案</b><br/><b>桑袋大橋耐震補強等工事の工事請負契約変更について</b></p> <p>① 河川の底面をさらった土砂などの量が多く、置き場がなくて変更するのか。</p> <p>② 浚渫度量の増加による掘削方法と作業船数の変更は、当初予算では対応できなかったのか。</p> <p>③ このような契約変更は、どの位あるのか。</p> <p>④ 増額率が30%以内であれば、契約変更できることは、業者は知っているのか。</p> | <p>の考えもある。出入りのために段差を解消したいためスロープを設けて欲しいという方もいる。ケースバイケースである。民地と道路は必ずしも同じ高さではないので、工事の必要性がある箇所とない箇所がある。</p> <p>○ そのとおりである。</p> <p>○ 工事着手した時点で、どの程度掘削箇所の状況を詳細に見込んでいたかによる。<br/>ある程度は想定で工事を行うが、河川管理者との協議次第では、どうしても契約変更せざるを得ない。置き場がないことよりも、想定よりも土量が違ってしたこととか、河川管理者からどこまで掘削して欲しいのか基準が明確でなかったことの方が大きい。</p> <p>○ 一般的な想定で着工した後に、河川管理者から施工方法等の条件を付けられた場合、作業船が1隻では足りないとか、作業船が作業場の関係で1隻では足りず2隻必要であるとか、一般的にはこのような様々な事例が考えられる。<br/>工期がかなり厳しい施工なので、船を大きくするなど、やむを得ない事情もあったのかと思われる。</p> <p>○ 契約変更自体は多いが、工事変更審議委員会に付議する案件は少ない。昨年度は審議会を2回開催した。</p> <p>○ 国交省から通達が出ているので知っている。原則として契約金額の30%を超える場合には、同一の契</p> |
|---|--|--|

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>委員からの<br/>意見及び質問</p> <p>それに対する回答</p> | <p>⑤増減率28.8%は割と大きい<br/>と思う。このような大幅な契約<br/>変更は年間どの位あるか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【第2号議案了承】</b></p> <p><b>第3号議案</b><br/><b>補助第274号歩道設置工事</b><br/><b>[その4]の工事請負契約変更</b><br/><b>について</b></p> <p>①入札時には信号機の数は、仕様<br/>書に記載されていたのか。</p> <p>②発注時の仕様書に記載してあれ<br/>ば問題ないが、記載していない<br/>と業者によって数が違うことに<br/>も成りかねず、問題である。</p> <p>③原設計とかなり数が違うのはな<br/>ぜか。</p> <p>④それぞれ信号機との間隔はどの<br/>位か。</p> | <p>約ではなく別契約にすべきであると<br/>書かれている。</p> <p>○件数は調べて後日報告する。</p> <p>○信号機の移設に伴う変更は、原設計<br/>で交通信号機移設工一式、車道用信<br/>号灯7灯である。警視庁との協議に<br/>より車両用信号灯17灯、歩行者用<br/>信号灯18灯の変更になった。詳細<br/>については仕様書を確認していない<br/>が、おおまかにはこのような内容で<br/>ある。</p> <p>○工事内容に従い仕様書を作成し発注<br/>するが、この箇所は何灯と、最低限<br/>必要な灯数は記載している。</p> <p>○信号機の案件は支給材が多いので、<br/>事前に警視庁とは、ここに信号機を<br/>設けるとか、協議しながら話を進め<br/>ていく。実際に現地に入り、交通量<br/>や人の流れを見ながら、あるいは地<br/>元の要望も踏まえ、そうした様々な<br/>ことを考慮し、信号機が必要な箇所<br/>を判断したと思われる。この工事現<br/>場は比較的交通量が多いことにも配<br/>慮し、歩行者を保護する観点から信<br/>号機が多くなったと思われる。</p> <p>○一応基準はあるが、あくまで基準な<br/>ので、現地の状況を見て増やすこと<br/>はあり得る。よくある事例として<br/>は、横断歩道橋があるところには横<br/>断歩道を設けないことがある。原設<br/>計の段階では一般的に設計し、現地<br/>の状況を見て必要性に応じて灯数を</p> |
|---|--|---|

|  |                  |            |
|--|------------------|------------|
|  | <b>【第3号議案了承】</b> | 増やしたと思われる。 |
|--|------------------|------------|

平成27年度 足立区公契約等審議会 第2回公契約制度検討審議 概要

|                     |   |   |
|---------------------|---|---|
| 開催日時<br>及び<br>場所    | 平成27年10月20日(火) 15時15分～15時30分<br>足立区役所11階 入札室                            |   |
| 出席委員                | 萩原健二 会長<br>寺倉克佑 委員<br>大橋 恵 委員   |   |
| 審議案件                | 1 公契約制度検討審議案件<br>第4号議案 足立区鹿浜小学校旧校舎その他解体工事の低入札価格審査結果について                 |   |
| 審議会による報告<br>又は意見の具申 | 公契約制度検討審議案件1件について内容を確認し、妥当であることを了承した。                                   |   |
| 質疑・意見等<br>(要旨)※     | <p><b>第4号議案</b><br/>足立区鹿浜小学校<br/>旧校舎その他解体<br/>工事の低入札価格<br/>審査結果について</p> | <p>・足立区鹿浜小学校旧校舎その他解体工事の低入札価格審査結果について、契約課長から説明</p> <p>○工事成績評定表を見ると、担当・主任・総括と監督員が3人いるが、いずれの評定点も同じ点数である。監督員が異なれば点数も違うのではないか。</p> <p>→担当監督員は係員、主任監督員が係長級、総括監督員が課長級である。担当監督員が付けた評定点を、他の2人の監督員も妥当と判断すれば、このような結果になることもある。</p> <p>○工事成績評定は、合議制で点数を付けるのか。</p> <p>→例えば「基本的な技術力と成果の評価」は、施工体制現場管理、施工管理の3つに評価項目が分かれている。それぞれ各項目で配点基準を定めており、各監督員が一項目ごとに採点を付けて、総括監督員の点数を評定点としている。3人が合議して決めているわけではない。</p> <p>○3人の監督員は、工事現場で同じ日に採点しているのか。</p> <p>→検査当日は、主管課の担当および主任監督員が立会い、検査員も同行して、現場で採点する。総括監督員はその報告結果をみて、採点している。</p> |
| 質疑・意見等<br>(要旨)※     |   |   |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>○評定点は、少数点以下を端数処理して整数としないのか。</p> <p>→技術力と成果の評価項目は非常に多く、評定項目の計算式の係数に小数点以下の数値があるので、評定点も端数が出る。</p> <p>○総評定点における、監督員と検査員との割合は7対3となっているが、監督員3人に対し検査員は1人であることを考えると、検査員の配点割合が多いのではないか。</p> <p>→評定点の配分は、評定の項目数等を勘案し定めている。検査員は全般的な出来ばえを、それ以外の工程は監督員がみることを踏まえ、監督員が7割、検査員が3割の比重になっている。</p> <p>○低入札調査基準価格以下で落札した案件については、今後も引き続き、動向を注視していくことにする。</p> |
|--|--|---|

※ 質疑・意見（要旨）は議題の項目別にまとめたため、発言の順序と異なる場合があります。